

時価評価損益の損益計上に纏わる再考察

鈴木 雄一郎

Re-Investigation Concerning the Summation of Profit and Loss
of the Current Value Accounting

Yuichiro SUZUKI

ABSTRACT

In March 2001, the current value accounting of derivative was introduced, and it targets on valuable securities, derivative trading in current value appraisal. Only after the burst of Bubble Economy, when many companies went bankrupted, it was exposed that a great number of companies had liabilities in excess of assets. This was due to the fact that there existed many hidden loss which was not included in a balance sheet. One of the aims at introducing current value accounting is to eliminate ambiguity that a balance sheet does not state, and to correctly disclose the asset of the company. In other words, it is supposed that the Current Value Accounting was aimed at providing the information that enables the investors and the parties concerned to judge such as "a company that is on the verge of collapse" or "a company in collapse".

According to studies of current value accounting and price fluctuation accounting that have been done since old days, the situation where appraisal profit occurs is comparatively more remarked. There seemed to be more arguments on the cases in which the value of possessed assets rises, the current price exceeds acquired cost, and the difference between those two emerges as a profit. In other words, the studies mainly been done under the economic environment namely inflation. However, this time, the current value accounting required in our country is the one, which is required in a totally opposite economic environment to inflation, namely deflation. In this regard, the studies were in a different situation from previous studies of current value accounting.

In the previous studies on current value accounting, the accounting transactions both in the case of inflation and deflation were considered. However there seemed to be little studies on the case in which the current value accounting is introduced in the time of deflation since the need in introducing it often appears in the time of inflation. As stated above, the current value accounting in our country was introduced in the time of deflation. Therefore, the introduction was under bad situations where stock prices decrease, the appraisal loss of derivative occurs while the assets such as lands, buildings, and credits lose their values.

In this paper, re-investigation of the current value accounting carried out in our country is done. The points in which re-investigation takes place are firstly, if the appraisal standards of valuable securities by the purposes of possession was done properly, and secondly if it was appropriate that the result of the appraisal was placed on financial reports as forms of adding up to a statement of profit and loss, and a change of a balance sheet price. The re-investigation is carried out based on these two points. Additionally, the corporate ways of reacting to these 2 matters is investigated. By investigating this, it shall be possible to verify whether the effects of introducing current value accounting expected initially was realized or not.

KEYWORDS : Current Value Accounting, Appraisal Profit or Loss, Held to Maturity, Held for Trading, Held for Sale, 公正価値, 満期保有目的債権, 売買目的有価証券, 売却可能有価証券

I はじめに

わが国では、2001年3月期より金融商品の時価会計が導入されており、有価証券、デリバティブ取引といったものが時価評価の対象となっている。バブル経済崩壊後、多くの企業が破綻するなか破綻後にはじめて債務超過が発覚するケースが相次いだ。これは貸借対照表に記載されていない多くの含み損が存在していたからである。こういった貸借対照表に記載されない不透明な部分を拭い去り、企業が所有する資産の正確な価値を正確にディスクローズすることが、時価会計導入の狙いのひとつであった。つまり投資家や利害関係者に対して「破綻するかもしれない企業」、「破綻状態にある企業」といった判断が可能になるような情報提供を目指していたのだと考えられる。

これまで古くから進められてきた時価会計および物価変動会計の研究では、どちらかといえば評価益が発生するようなケースに焦点があてられていた。保有する資産の価値が上昇し、取得原価よりも時価の方が高額になり、両者の差額が利得として現れるといったケースについての議論が多くなったようである。つまりインフレーションといった経済環境下における研究が中心だったのである。しかしながら今回、わが国で必要とされる時価会計は、デフレーションといった、インフレーションとは、まったく逆の経済環境下で必要となる時価会計だったのである。この点で今までの時価会計の研究とは、状況を異にするものであった。

これまでの時価会計に関する研究でも、インフレーション時、デフレーション時、双方向での会計処理について考えられていた。しかし時価会計導入の必要性がインフレーション時に現れることが多くなったため、どうしてもデフレーション時ににおける導入といったケースでの研究は少なかったようである。このようにわが国で導入された時価会計は、デフレーション時における導入となつた。そのために土地や建物、債権といった資産が目減りする中、更に各企業の株価も下落し金融商品の

評価損も発生するという悪条件下での導入となつてしまつたのである。

本稿では、わが国で実施された時価会計についての再考察を行う。再考察を行う点は、まず、有価証券の保有目的別による評価基準が適切なものであったのか。次に評価の結果をそれが未実現であるにも関わらずに、損益計算書への計上、貸借対照表価格の変更というかたちで財務諸表上に記載されることが適切であったのか。この2点の問題を中心に考察を進めていく。また、この2点の問題に対して企業がどのような対応をしたのか。これを考察することにより、導入時点で考えられていた時価会計導入の効果が發揮されたのか、否かを検証することも可能になると考える。

II わが国での時価会計導入の背景

わが国での時価会計導入は、今回が初めての試みであり、経済環境からも早急な導入が求められていたため、米国で1993年に公表されていた財務会計基準書第115号「一定の条件を満たす、負債証券および持分証券に対する会計」¹⁾（以下、SFAS 115）をベースに時価会計導入の検討が図られた。つまり今回の時価会計導入は、純粹にわが国での経済環境下での詳細な研究の結果では無く、米国での研究結果を基にしての導入となつたのである。この点から、わが国で採用されている時価会計制度を探る前に、まず、米国でのSFAS115の導入経緯から考察を進める必要がある。

1 米国での財務会計基準書第115号採択の経緯

まず米国財務会計基準委員会（以下、FASB）が、有価証券の時価評価を内容とするSFAS115を導入することにより、次のような5つの問題点²⁾に対して解決を図ろうとしていた。

(1) 業種間の会計基準の不整合

業種毎に財務報告の様式が異なるため、この様式を統一する必要性がある。

(2) 低価法による不正確性

有価証券に対する低価法による評価では、価格下落は反映されるが、価格上昇は反映されないため、その正確性に批判があった。

(3) 債却原価法に対する適正価格の有意性

負債証券に対する評価法として採用されている償却原価法よりも、取引を望む当事者間の間では、市場で成立している金融資産の公示価格に取引数量を掛けたものが、その適正価格として存在する。

(4) 益出し取引の抑制

従来の償却原価法の下では、適正価格と取得原価の差額である保有損益を利用して、益出し取引が盛んに行われている。

(5) 「意思」を基準とした会計の排除

保有する金融資産の分類は、その性質ではなく、保有者の保有意思に基づいて分類され、処理がなされていた。しかし、保有者の意思に基づくよう会計では、財務報告の比較可能性が損なわれる。

この問題点の中でも特に、(2)「低価法による不正確性」、(4)「益出し取引の抑制」、(5)「意思を基準とした会計の排除」の3点が、SFAS115での中心的な流れとして挙げることができる。この3点の問題による流れは次のような流れである。

評価損が発生している場合は、充分とはいえないまでも低価法の採用により評価損を認識し、財務諸表上に計上することが可能となる。しかし評価益については、それを認識し財務諸表上に計上する手続が存在していないため、取得原価と時価が乖離した状態になってしまう。更に、取得原価と時価が、乖離すればするほど評価益が膨らむこととなり、財務諸表上には現れない含み益が企業内に蓄積されていくことになる。

このような含み益が存在すれば、企業は当然、この含み益を利益操作の材料として使う可能性が高くなるであろう。含み益の大きい金融商品から選択的に売却することにより、保有する含み益を

実現化することが可能となるのである。有価証券であれば、実際には有価証券を手放さずに、クロス取引による利益の実現化も可能となっていた。実際に当時の米国企業では、このような益出し取引というものが盛んに行われていたといわれている。

SFAS115の中心的な課題は、低価法による評価損の認識のみではなく評価益についても認識し、財務諸表上に計上させることにより企業に含み益を内在させず、益出し取引と呼ばれるような利益操作を抑制することにあったと考えられる。更に(5)「意思を基準とした会計の排除」を加えることによって、経営者による操作性の排除を強化したのである。

2 時価情報開示と時価主義会計

SFAS115は、このような問題点の解決を課題として検討を積み重ねてきたのである。それは、1986年にSFAS33「財務報告と物価変動」がSFAS89によって撤回された直後より進められていた。1993年にSFAS115が公表されるまでの段階で一度、1993年に財務会計基準書第107号「金融資産の適正価格の開示」³⁾（以下、SFAS107）が公表された。しかしSFAS117の段階では、時価による金融資産の再評価を採用するという趣旨ではなく、金融資産の時価に関する情報を財務諸表に対する注記として開示することを義務づけるものであった。その後、1993年にSFAS115が公表された際には、有価証券についてのみであるが、時価評価を行う時価主義会計となっていた。SFAS107では、金融資産に対する時価情報を開示する「時価情報開示」が採用されていたが、SFAS115では一挙に企業会計そのものに「時価主義会計」を採用することとなった。SFAS107とSFAS115の間に、僅か2年ほどの期間が空いているだけだが、非常に大きな変化をもたらすことになったのである。

「時価情報開示」が採用された場合と、「時価主義会計」が採用された場合では、企業会計にとって大きな差をもたらすことになる。時価情報

開示は、時価という名称が付されていても、その処理は原価主義会計をベースとするものになる。取得原価で作成された財務諸表に、注記という形で時価情報を補足的な情報と開示することになる。つまり時価の変化は、貸借対照表や損益計算書には反映されず、あくまでも原価主義会計としての処理になるのである。しかし時価主義会計が採用された場合、歴史的に行われてきた原価主義会計とは切り離されることになる。そして財務諸表の数値は、時価で評価し、その時価が変動した差額は、損益として認識し貸借対照表や損益計算書へと反映させる会計へと大きく様変わりすることになるのである。このように SFAS107から SFAS115への変化は、取得原価主義会計から時価主義会計へという意味を持つことになるのである。

3 わが国での金融資産に対する時価会計導入

わが国では、米国で SFAS107が公表され時価情報開示が導入されるよりも早い段階で、金融資産の時価情報開示が導入されていた。なかでも有価証券の時価情報に関する財務諸表への注記は、1991年3月期決算の段階から始められていた。わが国では、SFAS107の公表により米国で時価情報開示が行われるよりも早く、時価情報開示制度が導入されていたことになる⁴⁾。

財務諸表への注記という形式での時価情報開示制度が実施される中、わが国の経済状況は大きく冷え込むこととなり、景気も大きく後退することとなった。この景気の後退により株価も下落の一途をたどり、1989年12月の日経平均株価の最高値￥38,915を最後に2003年5月には、20年ぶりに￥8,000台を割り込み￥7,000台にまで落ち込む状況に至った。この途中にITバブルと呼ばれるバブル景気も存在はしたが、ごく一部の業種に対する短期的なものでしかなく日本経済全体としては、下降線を辿るのみであった。このような経済状況の中、金融機関をはじめとした多くの企業、それも大企業と呼ばれるような優良企業も含め、経営破綻に追い込まれることが現実に発生した。破綻した企業の多くは、僅か10年前であれば誰も経営

破綻するなどと想像もしないような企業ばかりであった。また実際には経営破綻にまでは至らないまでも経営の再編成が必要となり、他の企業グループの傘下や他企業に吸収されてしまう企業が数多く発生したのである。

企業の経営破綻が続けて発生する経済環境の中、わが国の企業会計基準審議会においては、米国で採択された財務会計基準（SFAS107, SFAS115, SFAS133）を基に検討を重ねていた。その結果、1999年1月22日付けで「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下、基準書）が取りまとめられ、公表されるに至った。この中で企業会計審議会は、1990年に公表された「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」において金融商品に対する時価情報の開示基準等を整備したが、その後も引き続き時価情報の開示についての拡充を行ってきたと宣言している⁵⁾。

さらに基準書は、最近の証券・金融市場のグローバル化や企業の経営環境の変化等に対応して企業会計の透明性を一層高めていくために、1991年3月期の決算から導入されてきた注記による時価情報の提供に留まらず、新たに生まれてきた金融商品や取引手法等に対応のとれる会計処理の整備が必要であると認識している。と、同時に国際会計基準委員会（IASC）や、米国財務会計基準委員会（FASB）などの国際的動向も鑑みて、わが国においても金融商品に関する諸課題全般に係る会計基準を設定する必要性も認識していた。基準書は、金融商品に対する時価評価という点でのグローバル・スタンダードへの歩み寄りもみせていたのである⁶⁾。

4 意見書における金融商品の類型化

わが国の意見書がそのベースとしている SFAS115や IAS39がそうであるように、わが国の意見書においても、時価評価の対象となる有価証券をその保有目的によって、いくつかの類型に分類している。そして分類された保有目的ごとに異なる評価基準が定められている。これは SFAS115,

IAS39、わが国の意見書において共通しており、「金融資産に対する時価会計」のおおきな特徴の一つである。それぞれにおいて分類されている類型の形は異なるが、類似している点も多々ある。

(1) SFAS115における保有目的の類型

SFAS115では、保有目的を「満期保有目的債権」、「売買目的有価証券」、「売却可能有価証券」の3つの類型に分類している。

ここでいう「満期保有目的債権」とは、特殊な仕組み債のような負債証券や、子会社株式や関連会社株式のような売却を目的としない、通常売却することができない有価証券が含まれる類型である。債権はその満期まで、有価証券であれば永久保有することが絶対的な前提となるので、売却益や時価を考慮する必要が全くない。そのため有価証券であれば取得原価、負債証券であれば取得原価を基に計算した償却原価⁷⁾をもってその評価が行われる。当然のことながら、取得原価もしくは償却原価で評価されるため、時価との差額は発生しない。よって「価格変動差額の取扱い」は存在しない。

「売却目的有価証券」とは、当初から売却することを前提に取得した有価証券が含まれる類型である。株式市場で取得し、その後の株価上昇を期待しながら保有し、目標の株価あるいはそれ以上の株価に達したとき、株式市場で売却することにより株式売却益(キャピタルゲイン)を得ることを目的として保有する有価証券である。このような有価証券であれば公正価値(時価)⁸⁾で評価が行われ、公正価値と取得原価との差額も認識される。

「売却可能有価証券」とは、簡単にいえば「満期保有目的債権」、「売買目的有価証券」のどちら

にも当てはまらない有価証券が含まれる類型である。イメージ的には、現在は売却する考えを持っているないが、将来的な条件によっては売却することもあり得るような有価証券である。この有価証券においても売却され株式売却益が発生する可能性を持ち合わせているので、公正価値によって評価され、時価と取得原価との差額が認識される。

保有目的の違いによる3つの類型は、測定基準、価格変動差額の取扱いという段階に沿って処理が異なる。3つの類型のうち、満期保有目的債権については、測定基準として原価または償却原価が採用されるので、時価との差額は発生しないため価格変動差額の取扱いも定めがない。一方、売買目的有価証券と売却可能有価証券は、どちらも時価である公正価値がその測定基準とされる。よってこの2つの類型には価格変動差額が発生するため、価格変動差額の取扱いが定められている。しかし両者の取扱い方法は異なるものになっている。売買目的有価証券の価格変動差額は、未実現の保有損益ではあるが当期損益に参入され、売却可能有価証券の価格変動差額は、その未実現の保有損益が実現されるまでは、損益を相殺したネットの額を株主資本の部に独立の科目として区分表示される⁹⁾。

(2) IAS39における保有目的の類型

IAS39では、保有目的を「企業により作り出された貸付金及び債権で短期売買目的での保有でないもの」、「満期保有投資」、「売却可能金融資産」、「短期売買目的で保有する金融資産短期売買目的で保有する金融資産」といった4つの類型に分類している¹⁰⁾。

4つに分類された類型のうち、公正価値(時価)

表-I SFAS115号 有価証券の保有目的と測定基準

| 保有目的 | 測定基準 | 価格変動差額の取扱い |
|----------------------------|------|----------------------------|
| 満期保有目的債権(held to maturity) | 償却原価 | |
| 売買目的有価証券(held for trading) | 公正価値 | 損益に計上 |
| 売却可能有価証券(held for sale) | 公正価値 | 損益から除外 株主持分の独立項目(包括利益へ) |

[出典] 朝日監査法人『朝日マネジメントニュースレター』Vol.41 No.22より加筆作成。

表-II IAS39号 金融資産の保有目的と測定基準

| 保有目的 | 測定基準 |
|------------------------------------|------|
| 企業により作り出された貸付金及び債権で短期売買目的での保有でないもの | 償却原価 |
| 満期保有投資 | 償却原価 |
| 売却可能金融資産 | 公正価値 |
| 短期売買目的で保有する金融資産 | 公正価値 |

[出典] 朝日監査法人『朝日マネジメントニュースレター』Vol. 41 No. 22より加筆作成。

で測定される金融資産は、「売却可能金融資産」と「短期売買目的で保有する金融資産」のいずれかに分類されるもののうち、公正価値での測定が可能なものとなる。「企業により作り出された貸付金及び債権で短期売買目的での保有でないもの」¹¹⁾と「満期保有投資」については、償却原価による測定が行われる。¹²⁾またデリバティブ取引については、原則として全てが公正価値での測定が行われる。評価損益の取扱いについては、ヘッジの目的によって異なる。「公正価値ヘッジ」の場合は、評価損益が損益計上され、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」の場合は、資本勘定に計上される。¹³⁾IAS39においてもSFAS115と同じように類型によって異なる測定基準を採用している。IAS39とSFAS115では、類型の構成が4種類と3種類とで異なるが、原価による測定を割り当てるのか、時価による測定を割り当てるのかについての考え方は、非常に類似している。つまり短期的に取り引きを行い損益が発生する可能性のある金融資産には、公正価値（時価）による測定を行い損益計上させる考えであり、短期的に損益の発生する可能性が低い金融資産には、償却原価（原価）による測定で損益を認識しないという考えである。

(3) わが国の意見書における保有目的の類型

意見書で取り扱う金融商品については、金融資産、金融負債、デリバティブ取引の3つに分けて定義している。

特に金融資産・負債については、SFAS115に見られるような抽象的な定義ではなく、現金預金、金銭債権債務、有価証券、デリバティブ取引によ

表-III 金融商品の定義

| | |
|----------|---|
| 金融資産 | 現金預金、受取手形、売掛金及び貸出金等の金銭債権、株式その他の出資券及び公社債等の有価証券 |
| 金融負債 | 支払手形、買掛金、借入金及び社債の金銭債務 |
| デリバティブ取引 | 先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引、及びこれらに類似する取引 |

[出典] 朝日監査法人『Public Sector News』より加筆作成。

り生じる正味の債権債務等の具体的な資産負債項目をもって、その範囲を示している。さらにそれぞれの金融商品について採用される貸借対照表価格について定められている。

①債権の貸借対照表価額

一般的には、受取手形、売掛金、貸付金等の債権については市場がない場合が多く、客観的な時価を測定することが困難であると考えられるので、原則として時価評価は行わないこととしている。一方、債権の取得においては、債権金額と取得価額とが異なる場合がある。このような差異が金利の調整であると認められる場合には、金利相当額を適切に各期の財務諸表に反映させることが必要である。したがって、債権については、取得価額と債権金額との差額を弁済期に至るまで毎期一定の方法で貸借対照表価額に加減する方法（以下、「償却原価法」という。）を適用することとし、当該加減額は受取利息に含めて処理する。なお、債務者の財政状態及び経営成績の悪化等による債権の実質価額の減少については、別途、「貸倒見積高の算定」において取り扱う。¹⁴⁾

②有価証券の貸借対照表価額

有価証券については、保有目的の観点から類型に分類され、それぞれ貸借対照表価額の測定、評価差額についての取扱いを定めている。¹⁵⁾分類される有価証券の保有目的には、「売買目的有価証券」、

「満期保有目的有価証券」、「子会社・関連会社株式」、「その他の有価証券」といった4つの類型に分類されている。先に公表されているSFAS115での類型によく似た分類になっており、保有する有価証券が、どの類型に分類されるかによって、その貸借対照表価額は異なってくるという点についても同じ考え方である。

SFAS115での保有目的区分の類型は、「満期保有目的債権」、「売買目的債権」、「売却可能有価証券」の3類型であるが、わが国意見書の保有目的区分の類型は4種類となっているため、一見、異なる形式のようにも見えるが、非常によく似た形式となっている。保有目的の違いによる貸借対照表価額の測定、評価差額についての取扱いを検討する前に、それぞれの保有目的によって分類される類型について検討する。

SFAS115では、「満期保有目的債権(held to maturity)」に分類される有価証券は、その事業体において、当該、有価証券を償還期限まで保有するという意思と能力を有する場合に限られる。」と定義づけられている¹⁶⁾一方、わが国の意見書にも「満期保有目的の債権」という類型が存在しており、「企業が満期まで保有することを目的としている」と認められる社債その他の債券¹⁷⁾と定義されている。債権であればその満期日まで、有価証券であれば永久的に保有する意思と能力を有する金融商品である。この点で「held to maturity」と「満期保有目的の債権」は一致しており、まったく同質の類型であるといえる。

更にわが国の意見書では、SFAS115には存在していない「子会社・関連会社株式」という類型が存在している。名称では、「held to maturity」と「満期保有目的の債権」、「held for trading」と「売買目的有価証券」、「held for sale」と「その他有価証券」といったように、SFAS115とわが国の意見書での対応がとれる。唯一、わが国の意見書で使われている「子会社・関連会社株式」という類型に対応する項目だけが、SFAS115の中には存在していない。この理由は簡単である。米国には、子会社、関連会社を含め、企業間における

持ち合い株などという風習が存在していないからである。子会社の株や、関連会社の株を自社の資金を使って取得するなどという考えが米国企業には存在していないから、SFAS115には「子会社・関連会社株式」等という類型が存在していないのである。

わが国の基準書で使われている「子会社・関連会社株式」をその性質から考えると、自社の子会社であったり、関連会社であったりする企業の株式である。これは、「お互いの企業が安定的な関係を保つために、売却することを考慮せず、半永久的に保有する」という性質を有し、売却の意思も、自由も備わっていないと考えられる。事实上、売却できない株式であるのだから、それは「満期保有目的の債権」つまり「held to maturity」に分類される有価証券と同一であると考えられる。このことから意見書の保有区分で使われている「子会社・関連会社」の類型は、企業間の持ちあい株が存在しているわが国特有の保有目的区分である。これにより上記でも述べたが、わが国の意見書が保有目的区分として設けている「満期保有目的の債権」と「子会社・関連会社株式」を同じ保有目的区分とみることができる。実質上、SFAS115と同様に保有目的区分を「満期保有目的の債権」、「売買目的有価証券」、「売却可能有価証券」といった3区分の保有目的として考えることができる。

③測定基準と価格変動差額の取扱い

有価証券の測定基準と価格変動差額の取扱いは、分類された有価証券の保有目的区分によって定められている。それぞれの保有目的と投資目的で対応させるのであれば、次のような対応になる。まず、「売買目的有価証券」に分類される有価証券であれば、一般的には短期間での価格変動によって利益を生み出すことに期待する「短期投資目的で保有する有価証券」といえる。「その他の有価証券」に分類される有価証券は、投資目的が長期的なものになるのか、短期的なものになるのか、明確になっていない有価証券である。将来的に投資目的が明確になるまでは、暫定的に「中期投資目

表－IV 金融商品会計基準による有価証券の保有目的区分

| 保有目的 | 定義 | 要件 |
|------------|---|--|
| 売買目的有価証券 | 短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいい、いわゆるトレーディング目的の有価証券を指す | (1) 有価証券の売買を業としていることが定款上明らかであり、トレーディング業務を日常的に遂行する人材から構成された独立の専門部署によって売買目的有価証券が保管・運用されていること (2) (1)の要件を満たさなくとも有価証券の売買を頻繁に繰り返している場合 |
| 満期保有目的の債権 | 満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券 | あらかじめ償還日が定められており、かつ額面金額による償還が予定されていること |
| 子会社・関連会社株式 | 子会社・関連会社に該当する会社の株式 | 財務諸表等規則第8条に定められている株式 |
| その他有価証券 | 上記以外の有価証券 | |

[出典] 朝日監査法人『Public Sector News』より加筆作成。

的で保有する有価証券」として分類される。「満期保有目的債権」や「子会社・関連会社株式」に分類される有価証券であれば、短期間での価格変動による利益は考えておらず、価格変動による利益以外の効果も考えて、長期的な保有を念頭においた「長期投資目的で保有する有価証券」といえる。

表－V 金融商品会計基準(意見書) 有価証券の保有目的と評価方法

| 保有目的 | 評価基準 | 評価差額の取扱い |
|-------------|----------|----------|
| 売買目的有価証券 | 時価 | 損益に計上 |
| 満期保有目的債権 | 原価(償却原価) | |
| 子会社及び関連会社株式 | 原価 | |
| その他有価証券 | 時価 | 資本勘定に計上 |

[出典] 朝日監査法人『朝日マネジメントニュースレター』Vol. 41 No. 22より加筆作成。

保有目的によって分類された有価証券は、その評価基準として時価(公正価値)による評価か、原価(償却原価)による評価かが決められる。この類型による分類において時価評価が求められる有価証券は、「売買目的有価証券」と「その他の有価証券」である。また原価評価が求められる有価証券は、「満期保有目的債権」と「子会社及び関連会社株式」に分類された有価証券である。

また時価(公正価値)による評価が要求される「売買目的有価証券」と「その他有価証券」は、時価と原価との評価差額に対する取扱いが定められている。「売買目的有価証券」は、その評価差額を損益に計上、つまり損益起算書に計上される。「その他の有価証券」は、その評価差額を資本勘定に計上、つまり貸借対照表に計上されることになる。

III 時価会計採用による評価差額の認識と損益計上に関する考察

「満期保有目的債権」、「子会社及び関連会社株式」に原価(償却原価)が適用されることとは、この2つの類型に分類される有価証券の性質から、売却による損益発生の可能性は非常に少ない。また、基本的には、評価差額が実現することもないことから、原価(償却原価)による評価基準の適用に疑問は無い。しかしながら時価が適用される「売買目的有価証券」と「その他の有価証券」については、違和感がある。「売買目的有価証券」にしても「その他の有価証券」にしても、売却する可能性が高い筈ではあるが、まだ「売却時期」、「売却価額」のどちらも決まっていないのである。それにも関わらず適用される時価は、「売買目的有価証券」の場合、期末時点(決算日)における

時価をもって貸借対照表価額とするとされてい
る¹⁸⁾また「その他の有価証券」についても原則的には、期末時点での時価をもって貸借対照表価額とするとされており、「継続して適用することを条件として、期末前一ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いる」ことも容認されている¹⁹⁾。

「売買目的有価証券」といえどもまだ、「売却時期」、「売却価額」が決まらないうちに、評価をおこなう理由はどこにあるのだろうか。また評価をおこなう時価の値も「期末における時価」というだけで、期末日におけるどのタイミングでの価額を時価とするのかも不明である。「売買目的有価証券」、「その他の有価証券」のどちらにしても売却が可能というだけで、期末日に売却が約束されているわけでも、期末日に利益確定のためのクロス取引が義務づけられているわけでもない。意見書が求めている評価差額（評価損益）は、未実現利益でしかないものである。

ここで考察する問題点を整理すると、ここで取り扱う問題点は以下の2つとなる。

1 評価差額算定に必要となる時価の設定

時価（公正価値）評価の対象となる「売買目的有価証券」と「その他の有価証券」の貸借対照表価額は、意見書の中で次のように定められている。

①売買目的有価証券の貸借対照表価額

時価の変動により利益を得ることを目的として保有する「売買目的有価証券」については、投資者にとっての有用な情報及び企業にとっての財務活動の成果は有価証券の期末時点での時価に求められると考えられる。したがって、時価をもって貸借対照表価額とすることとした²⁰⁾。

②その他の有価証券の貸借対照表価額

「その他有価証券」については、個々の保有目的等に応じてその性格付けをさらに細分化してそれぞれの会計処理を定める方法も考えられる。しかしながら、その多様な性格に鑑み保有目的等を

識別・細分化する客観的な基準を設けることが困難であるとともに、保有目的等自体も多義的であり、かつ、変遷していく面があること等から、売買目的有価証券と子会社株式及び関連会社株式との中間的な性格を有するものとして一括して捉えることが適当である。その他有価証券については、前述の評価基準に関する基本的考え方に基づき、時価をもって貸借対照表価額とすることとした²¹⁾。

意見書では、「売買目的有価証券」、「その他の有価証券」共に、時価をもって貸借対照表価額にすると定めている。また何をもって時価にするのかは、注解において「期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする。」²²⁾としている。しかし意見書では、有価証券の時価（公正価値）を「期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする」としているが、期末日におけるどのタイミングでの価額を指しているのか、期末日における平均株価なのか明確ではない。一般的に「期末日の株価」といったら「期末日の終値」を指すようにも思われるが、これは確かではない。また期末日の1日だけをみても市場価格は、刻一刻と変化しているものであり、当日の値動きが大きいものであったならば、始値と終値との価格差は大きなものになるであろう。

ここで貸借対照表価額とされる期末日における市場価格は、当然、売却価格とは異なるものである。売却時の価格とは異なる期末日市場価格での評価および評価差額に、どれほどの情報効果が認められるのであろうか。偶然にでも期末日市場価格と売却価格が一致していれば、問題は無いかもしれないが、両者の価格が不一致、または大きくかけ離れていたとしたら、それは財務諸表の数値を大きく歪めてしまうことになる。これは売却価格とは異なる期末日市場価格で評価され計上される有価証券の貸借対照表価額。同じく、売却価格とは異なる価格で算定された評価損益が計上される損益計算書。どちらにおいても、事実とは異なる金額が計上され財務諸表数値を歪めてしまうものになる。

2 評価差額の損益計上に関する考察

「売買目的有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。」と、意見書では定めている²³⁾しかし、この貸借対照表価額も評価損益の価額も、実際の取り引きに基づいた金額ではない。上述したように、期末日（決算日）における市場価格によって評価された金額なのである。つまり財務諸表に対する未実現利益の計上という行為を基準が認めているのである。これは先に述べた「市場価格の採用価格」の問題よりも重大な問題である。

未実現利益を財務諸表に計上させるようなことが、はたして会計情報の有用性を高めることになるであろうか。会計情報の有用性とは、その利用目的との関係で目的適合性が図られてこそ、はじめて有用性が高められるものである。企業会計の利用目的は、一般に、投資家の意思決定（期待形成ないしは予想形成）への役立ちという事前の面と、企業を巡る契約関係の裁定という事後の面があるとされている²⁴⁾ここでは目的適合性の観点から、投資家にとって有用な情報が提供されているかどうかを検討する。

まず評価差額の損益計上において最大の問題は、未実現である損益を財務諸表上に計上するということである。市場が成立しており市場価格による自由な換金・決済等が可能な金融資産についての時価を把握し、期末日現在において保有する金融資産の潜在的な能力を把握することは、重要なことであると認識している。しかしながら未実現損益である評価差額を損益計上する必要性を見いだすことができない。会計情報の有用性から鑑みて、未実現損益である有価証券の評価差額を財務諸表上に損益計上するといった会計処理が、目的適合性を図るために処理になるとは考えがたい。なぜならば評価差額を損益計上することにより、営業外損益とはいえた当期の損益に大きな影響を及ぼす可能性も十分考えられるからである。

例えば「売買目的有価証券」として保有していた有価証券が、期末日近辺に大暴落を起こし莫大な評価損を被ったような場合、この評価損は、未

実現損失であるにも関わらず、営業外費用として計上されることになる。これにより当期損益が圧迫されたり、充分な経常黒字が当期損失に追い込まれたりするケースも考えられる。それも有価証券の売却はおこなっておらず、未実現の損失によってである。財務諸表に記載される数値が、その企業の実体を歪めて伝達してしまう可能性がある。これが投資家に対して有用な情報を提供するといった、目的適合性に合致する処理だとは考えがたい。

IV おわりに

「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」の公表により、金融商品の時価評価、評価損益の計上がわが国でも実施されることとなった。本稿では、現在、実施されている金融商品に係る会計基準について、再考察をおこなった。2001年4月に、わが国でこの制度が開始された時には、米国では既にSFAS115により同様の時価会計が実施されていたので、きっと問題なくスムーズに実施されることであろうと考えていた。しかしながらわが国がおかれていた経済環境が、非常に劣悪なものであったがため、決して順調な実施では無かったといえる。深刻なデフレ経済下での全般的な景気の低迷、株価の下落、これらの余波を受けての金融システムに対する不安などにより、時価会計そのものの見直しまでもが行われるような状況であった。

このような状況を鑑み行った再考察では、現在の時価会計制度に対して、やはりいくつかの問題点を認識するに至った。それは、本稿で最後に取り上げた「採用する時価の設定に関する問題」と「評価差額の損益計上に関する問題」である。しかしながら時価情報が持つ有用性は、少しも劣ることなく存在しており、時価情報の会計システムへの取扱方に問題があるのだと認識した。わが国がおかれた経済環境等を鑑みれば、早急な時価会計導入が必要であったことも、導入のための検討時間も絶対的に足りなかったことも理解できる。

しかしながら今回の考察の結果、一番、声を大きくして言いたいのは、1990年5月の企業会計審議会報告書「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」の公表により実施された、「時価情報や取引内容等を財務諸表の注記事項としての開示」をもう暫く継続しなかったのかということである。

時価情報の注記事項としての開示は、原価主義会計の範疇での取扱いであり、有価証券評価損益の損益計上は、時価主義会計の範疇での取扱いとなる。原価主義会計から時価主義会計への転換は、非常にダイナミックな行動となる。時価情報の有用性を享受することが第一命題であるならば、急な展開による時価主義会計の導入ではなく、原価主義会計上での時価情報活用を最初のステップとするべきであったと解する。あまりにも短期間のうちに、時価情報開示から時価主義会計へと進展したように思われる。もし時価主義会計への進展が必要であったとしても、時価情報開示の実施期間が、わが国の会計システムにとけ込むまでの時間をとっていたら、もっと時価情報の有用性を利用できたと考えられる。時価情報開示により、時価に対する経験・学習を充分に積み、すべての会計情報利用者が時価情報の有用性を認識してから、次のステップへと進んだのだとすれば、時価主義会計の導入を行っていたとしても、スムーズな導入が実現できたのではないかと思われる。

わが国にとって時価会計の実施もまだ過渡期であり、これからもさまざまな改良・改善が加えられることにより、企業の経営実態を正確に描写する会計システムに成長していくと思われ、また、それを願う。

- 1) Financial Accounting Standards Board, *Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, Statement of Financial Accounting Standards No.115, FASB, Jun. 1993.
- 2) 吉川満「米国新会計基準書による有価証券の時価評価－FASB基準書第115号発表－」『商事法務』No.1327(1993年7月), 24~26ページ。
- 3) Financial Accounting Standards Board, *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, Statement of Financial

Accounting Standards No.107, FASB, Dec. 1991.

- 4) 金融商品に係る時価情報については、1990年5月の企業会計審議会報告書「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」が公表され、先物取引、オプション取引および市場性ある有価証券に係る時価情報の開示基準が設定された。1991年3月期からこれらの取引等の時価情報が有価証券報告書の「経理の状況」において補足的に開示されることになった。さらに、1994年4月1日以降開始する事業年度からは、時価情報の開示対象が為替予約取引まで拡大された。
- 5) 企業会計審議会『金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書』(1999年1月), 「前文」I-1。
- 6) 同上書, 「前文」I-2。
- 7) 債権の取得価額と額面金額とが相違する場合において、金利調整差額を償還期が到来するまでの期間、毎期一定の方法で貸借対照表価額に加減を行い算定する価額。
- 8) 公正価値(Fair Value)とは、「自発的な当事者間で成立する価値」であり、かつ、正規の取引条件により成立した価値。一般的に市場が形成されているものについては、その市場価格を指す。また市場が存在しないものの場合は、類似資産の価格など、最善の情報に基づいて合理的に見積もることとされている。
- 9) Financial Accounting Standards Board (1993), *op.cit.*, par.13.
- 10) International Accounting Standards Committee, *Financial Instruments : Recognition and Measurement*, International Accounting Standards 39, IASC, Mar. 1999, par. 68.
- 11) 「企業によって作り出された貸付金及び債権で短期売買目的での保有でないもの」は、満期まで保有するか否かに関係なく、短期売買目的で無ければ償却原価によって測定される。
- 12) International Accounting Standards Board (1999), *op.cit.*, par.75.
- 13) *Ibid.*, par.156, par.159.
- 14) 企業会計審議会 (1999), 前掲書, 「前文」III-4-1。
- 15) 同上書, 「前文」III-4-2。
- 16) Financial Accounting Standards Board (1993), *op.cit.*, par.7.
- 17) 企業会計審議会 (1999), 前掲書, 「前文」III-4-2。
- 18) 同上書, 「前文」III-4-(1)。
- 19) 同上書, 「前文」III-4-(4)-②。
- (注7) として、その他有価証券の決算時の時価は、原則として、期末日の市場価格に基づいて算定された価額とする。ただし、継続して適用することを条件として、期末前一ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる。
- 20) 同上書, 「前文」III-(1)
- 21) 同上書, 「前文」III-4-(4)-①, ②。

- 22) 同上書, 「注解」(注7)。
- 23) 同上書, 「基準」第三一二ー1。
- 24) 斎藤静樹「財務会計における認識領域の拡大－統一論
題によせて」『会計』森山書店, 第153巻第2号, (1998
年2月), 3~5ページ。
(鈴木雄一郎:四国大学 財務会計学研究室)